

松江東高等学校魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「松江東高等学校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、松江東高等学校が目標とする地域の未来を担う人材である「地域共創人」の育成と生徒により良い学びを提供するための環境づくりを目指して、企業、自治体、高等教育機関等の地域の多様な関係者と生徒、保護者、教職員、同窓会等の松江東高等学校関係者とが、協働体制を構築することにより、主体的・創造的な対話を行いながら、松江東高等学校の学校教育をより良いものにしていくことを目的とする。

(協働事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- 一 生徒や教職員にとって魅力的な学校づくりに関すること
- 二 社会に開かれた教育プログラムの研究・開発に関すること
- 三 松江東高等学校を応援するサポーターの獲得に関すること
- 四 松江東高等学校の魅力の対外的な情報発信に関すること
- 五 コンソーシアムの持続化のための仕組みづくりに関すること

(組織)

第4条 コンソーシアムは松江東高等学校と別表1に掲げる地域との協働活動に関わる団体等（以下「構成団体等」という。）により組織する。

- 2 コンソーシアムには、協働事業の方針を審議する役員会と、具体的な協働活動を行うワーキンググループを置く。
- 3 コンソーシアムには連絡調整を行う事務局を置く。

(役員会)

第5条 役員会の役員は構成団体等が原則1名を推举し、校長が委嘱する。

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員会に次の役職をおく。
 - 一 会長 1名
 - 二 副会長 1名
- 4 会長及び副会長は役員の互選によりこれを定める。

(会長、副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアム及び役員会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 3 会長は事務局員より事務局長を選任する。

(役員会の運営)

第7条 役員会は、会長が校長と協議の上、招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 役員会は原則年3回開催する。
- 3 役員会の議長は会長をもって充てる。
- 4 役員会は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 役員は自己の利害に関係する議事に参与することができない。
- 6 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の承認等)

第8条 会長は、第3条に掲げる協働事業について、役員会の承認を得るものとする。

- 2 役員会は、各ワーキンググループでの活動や決定事項について共有・振り返り・熟議することで、地域共創人の育成に向けたよりよい取組の推進のための連絡・調整・支援を行う。

(ワーキンググループ)

第9条 ワーキンググループはコンソーシアムの協働活動の場とする。

- 2 各ワーキンググループにおいて、グループリーダーを置く。
- 3 各ワーキンググループの事業方針は役員会において決定し、校長と協議のうえ実施する。
- 4 ワーキンググループを新たに立ち上げる場合は、役員会で決定する。

(事務局)

第10条 松江東高等学校に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。

(規約の変更等)

第11条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することはできない。

- 2 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

別表1（第4条関係）

団体名等
島根県立松江東高等学校
松江東高等学校 P T A
東雲会（松江東高等学校同窓会）
一般財団法人嵩の嶺会
国立大学法人島根大学
松江市
松江市教育委員会
松江商工会議所
島根県中小企業家同友会
島根県教育委員会

付則 この規約は、令和元年12月4日より施行する。